

平成28年度 境港市下水道料金等審議会（第1回）

【日時】 平成28年10月27日（木） 13:30～15:20

【場所】 境港市役所 第1会議室

【委員出席者】 13名

細田智久委員（会長）、三好伸作委員（職務代理者）、永井忠志委員、植田建造委員、大西毅一郎委員、足穂豊委員、畑野成至委員、山本博敏委員、門脇美保委員、中西健一郎委員、堀田真弓委員、永井美央委員、小椋あけみ委員（欠席2名）

【市出席者】

安倍副市長（市長代理）、

事務局 下坂建設部長、松本下水道課長、佐々木課長補佐、梅原普及係長、吉岡主任

【会議録】

1. 開会

（事務局）開会のあいさつ

2. 市長あいさつ

（市長代理 安倍副市長）

3. 委員紹介

（事務局）出席委員、欠席委員を紹介

4. 会長選出及びあいさつ

（事務局）細田委員を提案、全会一致で細田委員を会長に選出

（会長）受諾のあいさつ

5. 会長職務代理者選出及びあいさつ

（会長）職務代理者に三好委員を指名

（職務代理者）受諾のあいさつ

6. 諮問

諮問書を安倍副市長から細田会長に手渡し

7. 議事

議題1「公共下水道事業受益者負担金第7負担区の区域及び単位負担金額について」

議題1について事務局より説明

◎質疑応答

（委員）

単位負担金額は事業費の3分の1とか4分の1とかにしているが、なぜか。

(事務局)

単位負担金額の基本的な考え方【参考】「事業費の3分の1から5分の1程度とする。」とは、受益者にどの程度の負担を求めるのが適当かということについて、国の設置した委員会が提言した内容である。

整備費用のうち、受益者負担金と国の補助金以外の費用については、下水道会計、つまり下水道の利用者が負担することになるが、土地の所有者からある程度の受益者負担金を徴収することによって単独事業費の財源を確保するという観点から、その額として3分の1から5分の1程度が適当であると国の方で判断された、ということである。

(委員)

総事業費から補助事業費を引いて、残りの3分の1か4分の1が受益者負担となると、残りの3分の2から4分の3は誰が負担するのか。

(事務局)

平成27年度の事業費実績を参考に説明すると、建設費の税源としては、国の補助金、建設費のための借入金である市債、受益者負担金の3つを充てることになっている。市債の返済金は、一部に市の一般会計が負担すべき部分があるが、それ以外は下水道使用者から集めた下水道使用料を返済に充てるのが原則となっている。受益者負担金の金額的な割合は、整備事業費の5%程度となる。

(委員)

地元の一般市民にとっては税金でも負担金でも安い方が良い。

受益者負担金は建設費のどこに含まれているのか。また、第7負担区の実業費の予算や試算の説明があつて始めて、420円が安いのか高いのかという議論になると思うのが、その説明が不十分だ。「これまでの負担区と同じく420円とする」と、事務局は始めから決めているのではないか。

(事務局)

下水道事業全体の財源としては、施設の建設費に対して交付される国の補助金と、整備して使用できるようになった直後に入ってくる受益者負担金と、それ以外には下水道使用料しかない。ただし、この3種類だけで事業全体を賄うことができるような下水道使用料の単価を設定すると高額な使用料になるために、第4の財源として、一般の皆さんの市税から一般会計繰入金という形で下水道建設費の財源として充てられているので、結局は4種類が財源となる。

さらに借入金である市債は、下水道使用料というのは整備して使用するようになってから入ってくるので、つなぎの資金として市債が財源に加わるという形である。

第7負担区を整備する費用の積算根拠は、担当が試算したとおりで、総事業費として59億9千9百万円である。国の補助金が充てられる補助事業費が37億1千9百万円である。国の補助金は補助事業費の100%が交付されるのではなく、市の負担もありますが、補助事業費については受益者負担金の算出根拠からは除かれている。

残りの地方単独費、つまり将来下水道使用料で賄うような細い管渠を整備する部分を仕分けして算出した費用である22億8千百万円のうち、3分の1から5分の1程度を、下水道を使用できるようになる土地の所有者又は使用者に負担していただく仕組みが受益者負担金である。整備の総事業費から見ると、受益者負担金の割合は大きくはないと言える。

事業費の試算の内容についてはご信用をいただきたい。

(委員)

地方単独費とは、境港市だけで負担するものか。

(事務局)

境港市だけで負担する単独費。受益者負担金以外の不足する財源は借入を起すことになり、借入の返済は下水道使用料で行うものだが、下水道使用料で不足する部分は、市の税金、一般会計から賄うということになる。

(委員)

結局、受益者負担金が3分の1だとして、3分の2は最終的に誰が負担するのか。税金が投入されるのか。

(事務局)

基本的には下水道使用料であって、今のところ3分の2を賄えるほどの下水道使用料がないので、税金も使われているということである。

(委員)

今説明があったような内容を説明してもらわないと、資料だけでは、一般市民には何のことだか分からない。

(事務局)

おっしゃるとおりで、説明が悪かった。

(委員)

下水道使用料に関連して、下水道が普及したところで実際に下水道に接続したところは何%位か。未接続のところはかなりあると思うがどれくらいか。接続を増やすことで下水道使用料が増えることになると思うが。

(事務局)

下水道が整備された中で接続済の割合は78.8%、未接続の割合は21.2%である。

ただし、年度末に整備されたところの接続は翌年度以降になってしまうので、接続済率が低い数字になってしまうことは、ご承知いただきたい。

(委員)

下水道が普及してから何年以内に接続するという取り決めがあったはず。下水道課長に聞くが、接続していないところに接続してもらうようにするために、対策をしているのか。

(事務局)

境港市では未接続対策は10年近く前から取り組んでいて、一部に訪問した区域もある。

接続費用がかかることが未接続の一番の事情であるようだが、汲み取りトイレであれば100万円程度かかる場合もあり、この負担を軽減するために従来から融資制度を設けていたが、供用開始から3年経過すると有利子であったものをすべて無利子に変更した。未接続世帯に無利子融資の案内文書を送付したところ、これにより接続件数が大幅に増えている。

(委員)

文書の送付で十分ということではなく、訪問して無利子融資について説明すべきだ。

(事務局)

おっしゃるとおりで、未接続対策は引き続き進めていく。

(委員)

第7負担区の区域について、整備計画図で赤枠の線で囲ってあるところか。

(事務局)

議題集の第7負担区区域図の赤色ベタ塗りのところである。整備計画図の赤枠と比べると、第7負担区区域図では、江島大橋の近く、渡19区にあたる部分を除いている。

この区域は既に污水管渠が整備済みなので、受益者負担金の負担区からは除かれている。

(委員)

第7負担区の事業費は区域内で污水管渠を整備するための費用であるので、赤枠の公共下水道事業計画区域と第7負担区の区域に違いが出ているということでしょうか。

(事務局)

渡19区には既存の污水管渠と処理場があり、公共下水道の管渠は処理場の手前まで整備し、処理場は廃止して既存の污水管渠ごと市が引き取ることになる。この区域内では、下水道は新たな污水管渠の整備を行わないので、受益者負担金の対象からは除かれている。

(委員)

清水町と芝町は、米川町の赤枠に含まれているのか。

(事務局)

清水町については、米川町の西側、米川の東側の部分である。

芝町については、森岡町の北側、県道の南側の部分である。

なお、竹内町については、学校給食センターと第2中学校の改築で拡大した部分であるが、こちらは下水道の整備は終了していて、後追いで事業計画区域に加えることになった。

(委員)

整備が終了しているが、第7負担区の区域に入れて負担金を徴収するというのか。

(事務局)

本来であれば事業計画区域に加えてから整備を行うのだが、施設側のスケジュールの都合で施設の整備が先行して行われた。こういった計画区域外を整備する場合は、特別使用者分担金という別の名目で負担を求めるという仕組みがあり、市の教育委員会が所管する一般会計から下水道会計に対して、すでに受益者負担金と同等の負担がなされている。

今回第7負担区の区域に入っても、追加して受益者負担金を請求することはない。

(会長)

議題1については、少しは理解が進んだということで、第2議題に移って良いかよいか。

—異論なし—

では、議題1の意見を集約する前に、議題2についての説明を求めます。

議題2「温泉污水に係る公共下水道使用料の新設について」

議題2について事務局より説明

◎質疑応答

(委員)

一般家庭の下水道使用料は上水道の使用水量で決まるが、温泉の量はどうやって計るのか。汲み上げる量とか排水量とかをメーターで計るのか。

(事務局)

1つ目の施設は温泉用のメーターはなく、浴槽の湯抜回数×容量を温泉汚水量として事業者が申告している。2つ目の施設は温泉用の貯水槽から施設最上階の浴槽に汲み上げる配管の途中に温泉用メーターが設置してあり、水道メーターの検針のタイミングに合わせ

て温泉用メーターの値を事業者が計測し、申告している。

温泉の水量と、水道局から提供される水道メーターの水量を合計し、全体の水量に対して現在の料金表で計算して請求している。

(委員)

事業者からの自主申告ということだが、信用できるのか。

(事務局)

現地にも立ち入り調査しており、信用できる。

(委員)

温泉汚水が一般の汚水よりきれいと言っているが、本当か。

(事務局)

水の汚れの指標として、一般の家庭の排水のBODは180 mg/L だと言われているが、建築基準上の浴場のBODは100 mg/L (※) である。温泉事業者はシャワーなど洗い場では水道水を使用していて、浴槽のみ温泉水を使用している。

※実際は浴場のBODは50 mg/L 程度。第2回審議会で訂正。

(委員)

温泉汚水だけ累進しないということは、温泉事業者への優遇策ではないか。

(事務局)

確かに言われるとおりである。境港市では今まで温泉施設が1箇所、温泉汚水用の安価な使用料を設けてなかったが、他市では従来から温泉汚水の下水道使用料を安価にしていて、近隣市との均衡を取ることも考える必要がある。

また、下水道使用料とは直接関係がない税金の話だが、温泉旅館などは入湯税を負担していて、境港市では一人当たり150円を支払っており、他市でも入湯税の負担に対して下水道使用料を安価にしているという面もあると思われる。

(委員)

ホテルを誘致する際に、下水道使用料を安くするという密約があったのか。

(事務局)

そのような約束は一切ない。

(委員)

出雲市が温泉汚水に累進制を適用しているのはなぜか。

(事務局)

はっきりとした事情は分からない。出雲市の温泉汚水単価は旧斐川町についてだけ適用されているもので、旧斐川町との合併の事情に由来するものと考えられる。

(委員)

「温泉は一般の汚水に比べて汚れが少ないので処理費用が安い」それを根拠にして使用料を安くするのは合理的な考え方であるとは思いますが、それならば一般市民でも汚れが少ないところは使用料を安くするべきということになり、温泉事業者に限って優遇措置を取るとは、公平性に関して非常に疑問である。

また、境港市では井戸水を下水道に排水する際の下水道使用料の取り決めがないようだ。温泉だけでなく井戸水も含めて、統一的な行政を行わないといけない。温泉事業者だけに限って下水道使用料の算定方法を変更するのは、おかしいと感じる。

(事務局)

まず、井戸水の下水道使用料について、一般家庭で井戸水を下水道に排水している場合は、認定水量とって、市が内規で人数に応じた使用水量、2か月で4人家族だと46m³とか、1人家族だと14m³とか水量を決めていて、下水道使用料を算定している。

事業所では、接続時に市がメーターを設置するか、新築の場合は事業所にメーター設置をお願いしていて、基本的に事業所にメーターの計測と申告してもらっている。メーターには寿命があって交換が必要だが、市が設置したメーターは市が交換し、事業所設置の場合でも交換時期の管理などは市も行っている。

(委員)

井戸水についてHPで調べたが、行き当たらなかった。井戸水でも温泉でも公平性が確保されるのが当然だと思う。

(事務局)

新たに工事の説明会などで市民に説明する場合は、参考資料集にあるパンフレット（境港市の下水道）の「使用水量の決め方」のところを使用して、井戸水を使用する場合について必ずご案内している。HPでは「井戸水の下水道使用料」などの項目では検索ができないが、パンフレットそのものは掲載している。

(会長)

温泉事業者だけを優遇するのは公平性に欠けるのではないかという点について、他の委員にご意見があれば発言をお願いしたい。

ー発言無しー

では会長から質問するが、境港市で温泉事業者以外に大量の水を使用する事業者、水産関連などは、BODなど汚濁の程度はどうなのか。

(事務局)

最も大量な使用者は基地関連、行政機関である。続いて多いのは水産加工の工場であるが、これについては汚れの程度はそれなりにある。

以前の審議会で審議していただいたが、製造業者に対しては減免制度がある。

これは2か月で500m³を超える汚水について、この部分の下水道使用料の1m³あたりの単価は300円を超えているが、これを半額にするというものであり、500m³以下は通常どおり負担している。

(会長)

温泉事業者以外でも、製造業者については既に優遇している場合があるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

今話し合っている温泉汚水は、あくまでも浴槽内の温泉水ということか。

(事務局)

境港市の温泉事業者は、浴槽では温泉水、洗い場のシャワーなどでは水道水を使用している。皆生温泉などは湯量が豊富でかけ流し方式だが、境港市の温泉は湯量が豊富ではなく、一定のあいだ消毒等しながら循環させて使用して、清掃のために1施設は週1回、2番目の施設は毎日排水していると聞いている。

(委員)

浴槽からあふれた温泉水がオーバーフローして洗い場に流れ込んでしまうと、洗い場の排水と混ざってしまい、浴槽より汚い洗い場の排水についても温泉水の安い単価が適用されてしまうのではないかと。

(事務局)

汚水を排水する管＝出口で管理するのではなく、給水する管＝入口で管理しているので、下水道使用料の計算に影響はない。水道水と温泉水は最終的には公共下水道が受け入れるので、混ざることには問題にはならない。

(委員)

浴槽は汚れの程度が低いので累進性のない温泉汚水単価が適用できるが、それに対して、洗い場は排水が汚れているのに、(洗い場に流れ込む温泉水に対して浴槽と同じ温泉単価が適用されるのは) おかしくはないかと。

(事務局)

委員は汚れの程度を浴槽と洗い場に分けて考えておられるが、一般の汚水と比べて汚れの程度が低いというのは、浴場全体の汚れの程度について言えることである。

(委員)

そういうことなら意味が分かる。

(事務局)

付け加えると、他市では公衆浴場、いわゆる銭湯に対して、温泉でなく水道水であっても、温泉よりもさらに安い単価を適用していて、これは物価統制を受ける公衆浴場に対する経営的な支援策として実施されている。境港市には公衆浴場はないので、温泉単価のみを新設する考えである。

(会長)

浴場に対しての優遇策としては、例えば水道水のうち半分は洗い場で使われているなどと仮定して、洗い場の部分にも安い単価を適用することもできるかもしれないが、洗い場は除いて、温泉水だけに対して安い単価を適用するというのが市の考えのようだ。

(委員)

自分の認識では、温泉施設では、浴槽の温泉だけでなく洗い場で使う水道水もあわせて、浴場全体に安い単価の温泉汚水の下水道使用料が適用されると理解していたのだが、違うのか。

(事務局)

議題集9ページの使用料体系変更案による使用料の比較の計算例を挙げている。2か月あたり水道水が2,500m³、温泉水が1,000m³をあわせて3,500m³だが、温泉水部分の1,000m³だけに温泉単価を設けるものである。1年分であれば差額として92万円余り安くなるということである。

実際の使用状況は、温泉水よりも、シャワーなど水道水の部分の方が多いといえる。

(委員)

水道水の下水道使用料に累進制を適用するのはなぜか。水の使用水量を少なくするべきという意思表示か。

(事務局)

節水を求めるという考え方があると思われる。

累進制の意図を説明すると、大量の汚水を処理するためには処理場など施設の能力を大

きくする必要があり、それに係る投資を回収するために、大口の利用者に対しては下水道使用料の単価を高くするというのが、理論上の考え方である。

(委員)

処理場の経費は固定費がほとんどで、汚水量が少ない方が処理単価が高くなるはず。なぜ汚水の量が増えると、高い単価が適用されるのか分からない。

(委員)

水量が多くなると、施設を大きくしなければならいからだ。

(委員)

処理場は必要な大きさのものを建設する。それを効率よく運転しようとしたら水量が多い方を安くするのが本当だと思う。消毒剤などの費用は汚水量で累進するであろうが。

(事務局)

下水道使用料は運転経費だけでなく、処理場建設費の借入の償還にも充てるものである。

(委員)

たくさん使う人が累進されるのはなぜかということ、水を使わないでほしいと考えているのか、ということを知っている。他市がどうかということは関係なく、境港市がどう考えるかが一番の問題点である。

◎議論の整理

(会長)

それでは一通りご意見をいただいたので、本審議会としての意見をとりまとめた。

議題1について

「負担金は安い方が良い。資料を分かりやすく作成すべき。」という意見があり、「単独費の3分の1から4分の1程度は受益者が負担するものであり、それ以外は下水道使用料で負担すべきものであるが、足りなければ境港市民の税金で補てんされる。」という説明があった。

未接続対策についての質問があり、「無利子融資を無制限に変更していて、文書で接続をお願いしている。」との説明があったが、委員からは訪問して説明すべきとの意見だった。

議題2について

「温泉事業者に対する優遇策ではないか。」との意見があったが、「近隣市とのバランスを取る必要がある、入湯税の負担もしている。」との説明があった。

井戸水も含めて、「水道水の利用者との公平性に欠けるのではないか。」との意見があったが、「井戸水の一般家庭は人数による認定水量で計算し、事業所などはメーター設置していて、下水道使用料の対象としている。」との説明だった。

温泉事業者と同じく多量の水を使う利用者については、「境港市では基地や製造業の工場があり、製造業については既に減免制度を設けている。」との説明があった。

浴場の温泉水と水道水の区別についての確認があり、「浴場から排水される温泉による汚水のみ限定して減額の対象とする。」との説明だった。

累進制の意図について質問があり、「節水を促す意図もあるが、施設を大きくする必要があるので」との説明だった。

◎意見のまとめ

(会長)

議題1、第7負担区の単位負担金額は第2負担区以降と同じく420円で良いかについてこれを下げると、市の税金での補てんが必要となる可能性があり、他の負担区との均衡が取れなくなりますが、ご意見があれば発言をいただきたい。

－意見なし－

議題2について、温泉水についてのみ、超過使用料の一番低い単価を適用するという事について、ご意見があれば発言をいただきたい。

(委員)

温泉汚水を安価とする理由について、「一般の汚水のBODが180で浴場が100（※実際は浴場のBODは50mg/L程度。第2回審議会で訂正。）」という説明だったが、一般の使用者の風呂でも汚れの程度が低いのは同じであるのに、こちらに対しては配慮がない。また、「汚水が多量である」という点については、一般の使用者も節水に努めているので、温泉汚水だけに累進制を適用しないことは公平性に欠けると思われる。

本日の資料をみる限りでは納得ができないので、より詳しく説明してほしい。

(委員)

同じく、温泉汚水を安価にする必要性が分からない。温泉汚水を安価にすることで一般の使用者にとってどのような影響が生じるのか、温泉事業者の負担減による下水道使用料の減収は、一般の使用者に悪影響とならないのか、逆に、温泉施設の入浴料の値下げなど市民に利益があるのかなどが想像できない。

(会長)

温泉事業者から下水道使用料減額の要望があったのか。経営状況はどうか、などの説明がないと感じる。

では、議題1の議案について委員のご了解をいただいたということで、議題2については日を改めて第2回審議会を開催するという事、よろしいか。

－委員、事務局了承－

8. その他

(事務局)

第2回審議会の日程は11月4日（金）午後3時（別途文書で案内）

欠席の委員は、意見を事前に事務局まで連絡いただくようお願いした。

9. 閉会

(会長) 閉会のあいさつ